

## 東京都台東区公衆喫煙所設置費等助成要綱

3台環環第1400号  
令和4年3月28日

### (目的)

第1条 この要綱は、一般開放を行う喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を区が助成することにより、喫煙する人もしない人も共存できる環境の整備を図り、もって区民の快適な生活環境を整備することを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外のもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 台東区内（以下「区内」という。）の土地又は建物を所有する者
- (2) 区内の土地又は建物を使用する権原を有する者
- (3) その他区長が必要と認める者

### (助成対象となる公衆喫煙所)

第3条 この助成金の対象となる公衆喫煙所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般に開放し、かつ無料で利用できること。
- (2) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
- (3) 専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。ただし、区長が特に必要と認める場合は、製造たばこのうち加熱式たばこのみが喫煙可能でも可とする。
- (5) 次に掲げる日又は月から5年間継続して運営すること。
  - ア 第6条第1項に規定する公衆喫煙所の設置に係る経費の助成を受ける場合 当該公衆喫煙所の供用開始の日
  - イ 第6条第1項に規定する公衆喫煙所の維持管理に係る経費の助成を受ける場合 当該助成金の交付を受けた日の属する月
- (6) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。
- (7) 駅周辺等の人通りの多い場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。
- (8) 公衆喫煙所の設置について、設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び設置場所の区域の町会に周知し、理解が得られていること。
- (9) 東京都台東区指定公衆喫煙所に関する要綱（令和4年3月28日3台環環第1401号）に基づき、台東区の公衆喫煙所としての指定を受け、区のホームページ等で公開することに同意すること。
- (10) 別表第1に規定する基準を満たした設備であること。
- (11) 屋外から見える場所、かつ公衆喫煙所の出入口に、当該場所が公衆喫煙所であること及

び20歳未満の人の立入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。

#### (助成対象経費)

第4条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）又は公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）のうち、別表第2に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に規定する経費について国、東京都、台東区又は企業等から助成金等が支払われている場合は、当該額を差し引いた額を助成対象経費とする。

#### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、一の公衆喫煙所につき別表第2に規定する額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金は、予算の範囲内で交付する。

3 第1項の規定により、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

##### (1) 設置経費の助成金を申請する場合

ア 公衆喫煙所設置・運営計画書（別記第2号様式）

イ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の所有者にあっては、発行後3月以内の登記事項証明書

ウ 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者にあっては、賃貸借契約書の写し

エ 土地又は建物の全部又は一部の使用者にあっては、当該土地又は建物に公衆喫煙所を設置することについての所有者同意書（別記第3号様式）

オ 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図

カ 公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの（以下「図面等」という。）その他公衆喫煙所の詳細を確認できる資料

キ 公衆喫煙所を設置する前の設置場所の写真

ク 設置経費の見積書の写し

ケ 国、東京都又は企業等から助成金等が支払われている場合にあっては、その内容及び内訳が分かる書類

コ 公衆喫煙所の設置について、設置場所に隣接する建物の居住者、テナント、町会等に周知し、理解が得られていることが分かる書類

サ その他区長が必要と認める書類

##### (2) 維持管理経費の助成金を初めて申請する場合

ア 前号ア、オ、カ及びケに掲げる書類

- イ 現に供用している公衆喫煙所にあつては、公衆喫煙所の全景及び主要部分の写真
  - ウ 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が記載された書類
  - エ その他区長が必要と認める書類
- (3) 維持管理費の助成金を前年度に引続き申請する場合
- ア 前号に掲げる書類のうち、内容に変更があつた書類
  - イ その他区長が必要と認める書類
- 2 前項各号の規定による申請は、次の各号に掲げる期日までに行うものとする。
- (1) 前項第1号の申請 公衆喫煙所設置工事の着工の初日の15日前までの日（当該日が休日（東京都台東区の休日を定める条例（平成元年3月台東区条例第2号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合はその直前の休日以外の日）
  - (2) 前項第2号の申請 助成金の交付を受けようとする維持管理期間の初日の15日前までの日（当該日が休日の場合はその直前の休日以外の日）
  - (3) 前項第3号の申請 助成金の交付を受けようとする年度の4月末日（当該日が休日の場合はその直前の休日以外の日）

(審査)

- 第7条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、次条の規定による公衆喫煙所設置費等助成審査会（以下「審査会」という。）において、その内容を審査するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号の申請について審査会の審査を経ている公衆喫煙所については、同項第2号の申請に係る審査会の審査を省略することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第1号又は第2号の申請について審査会の審査を経ている公衆喫煙所については、同項第3号の申請に係る審査会の審査を省略することができるものとする。

(審査会)

- 第8条 区長は、第6条の規定による交付申請の内容を審査するため、審査会を設置する。
- 2 審査会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。
- (1) 第3条に規定する要件の審査に関すること。
  - (2) 交付申請内容の審査に関すること。
  - (3) その他区長が必要と認める事項
- 3 審査会に会長を置き、環境清掃部長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- (1) 健康部生活衛生課長
  - (2) 環境清掃部環境課長
  - (3) 環境清掃部清掃リサイクル課長
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(助成の決定)

第9条 区長は、前条の規定による審査結果に基づき、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付が適当であると認めるときは台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付決定通知書(別記第4号様式)によって、適当でないとは認めるときは台東区公衆喫煙所設置費等助成金不交付決定通知書(別記第5号様式)によって、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(変更の申請)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、台東区公衆喫煙所設置費等助成金変更申請書(別記第6号様式)を提出し、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項のうち軽微な事項は、この限りでない。

(1) 交付決定を受けた経費の配分

(2) 申請内容

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、台東区公衆喫煙所設置費等助成金変更決定通知書(別記第7号様式)によって、助成決定者に通知するものとする。

(中止の届出)

第11条 助成決定者は、公衆喫煙場所の設置を中止しようとするときは、速やかに台東区公衆喫煙所設置中止届(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(設置に係る完了報告)

第12条 公衆喫煙所の設置経費に係る助成決定者は、公衆喫煙所の設置工事が完了したときは、台東区公衆喫煙所設置工事完了報告書(別記第9号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

(1) 公衆喫煙所の図面等(申請した内容から変更があった場合に限る。)

(2) 公衆喫煙所の完成を確認できる全景及び当該公衆喫煙所の主要部分の写真

(3) 設置経費の内訳が記載された書類の写し

(4) 設置経費の領収書等の写し

(5) その他区長が必要と認める書類

(維持管理に係る実績報告)

第13条 公衆喫煙所の維持管理経費に係る助成決定者は、台東区公衆喫煙所維持管理実績報告書(別記第10号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

(1) 維持管理経費の内訳が記載された書類の写し

(2) 維持管理経費の領収書等の写し

### (3) その他区長が必要と認める書類

#### (助成金額の確定)

第14条 区長は、前2条の規定により報告書及び関係書類を受領したときは、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、台東区公衆喫煙所設置費等助成金額決定通知書(別記第11号様式)によって、助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を講ずることを求めることができる。

#### (助成金の交付請求及び交付)

第15条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付請求書(別記第12号様式)によって、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

#### (廃止の届出)

第16条 助成決定者は、公衆喫煙所を廃止するときは、廃止する日の30日前までに台東区公衆喫煙所廃止届(別記第13号様式)を区長に届け出なければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

#### (交付決定の取消し)

第17条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成対象者でなくなったとき。

(4) 第3条各号の要件を満たさなくなったとき。

(5) 公衆喫煙所の設置を中止したとき。

(6) 5年以内に公衆喫煙所を廃止したとき。

(7) 第19条に規定する調査に正当な理由なく協力しないとき、第20条に規定する苦情等対応を行わないとき並びに第21条に規定する助言及び指導に応じないとき。

(8) その他助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付決定取消通知書(別記第14号様式)によって、助成決定者に通知するものとする。

#### (助成金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る

助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、台東区公衆喫煙所設置費等助成金返還命令書（別記第15号様式）によって期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前条第1項第6号の規定により助成金の交付決定を取消した場合における公衆喫煙所の設置経費に係る助成金の返還額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第3により算出した額とする。

（調 査）

第19条 区長は、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は助成決定者に対して資料の提出を求めることができる。

（苦情等対応）

第20条 助成対象者は、設置した公衆喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応するものとする。

（助言・指導）

第21条 区長は、助成対象者に対して、公衆喫煙所の適正な運営のために必要な助言及び指導をすることができる。

- 2 助成対象者は、区長の助言及び指導に応じるものとする。

（委 任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東京都台東区公衆喫煙所設置費等助成要綱別表第1の規定は、令和8年4月1日以後に設置経費の助成を申請した公衆喫煙所について適用し、同日前に設置経費の助成を申請した公衆喫煙所については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

設備の要件	
① 屋内公衆喫煙所、屋外コンテナ型公衆喫煙所又は屋外トレーラー型公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。	
屋内公衆喫煙所	ア 壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。 イ 出入口において、喫煙所内に向かう風速が0.2m/秒以上であること。ただし、喫煙所内から、非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない。
屋外コンテナ型・ 屋外トレーラー型 公衆喫煙所	ア 壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。 イ 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮されていること。
② たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出する前に可能な限り除去することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。	
③ 出入口に扉を設けていること。	
④ 床面積が概ね5㎡以上で、収容人数が3名以上であること。	
⑤ 法令等で規定する基準を満たしたものであること。	

別表第2（第4条、第5条関係）

助成対象経費		助成率	上限額	回数
設置経費	工事費、設備費、備品購入費、機械装置費その他区長が公衆喫煙所の設置に必要と認める経費	10分の10	700万円	1回
維持管理 経費	①設備及び備品の保守に要する経費、電気代、火災保険料、清掃及びごみの処理に要する経費、賃料その他区長が公衆喫煙所の維持管理に必要と認める経費	10分の10	各年度120万円	各年度ごと1回
	②賃料（上乘せ分）	10分の10	各年度80万円	

※維持管理経費に係る助成に当たっては、各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、各年度の上限額を12月で除した額に当該年度の助成期間の月数を乗じた金額を上限とする（算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。

※経費の内訳が明確でない場合は、賃貸契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で按分した額とする。

※維持管理経費における助成対象経費②は、助成対象経費①の合計額が助成上限額を超過した場合に適用する。

※屋外トレーラー型公衆喫煙所における継続車検費用は、維持管理経費における助成対象経費①②の対象とする。

別表第3（第18条関係）

経過期間	返還額
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の5分の1に相当する額
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の5分の2に相当する額
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の5分の3に相当する額
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の5分の4に相当する額
1年未満	設置経費に係る助成額の全額

※1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。